

蓮田市立黒浜西中学校「いじめ防止基本方針」

学校教育目標【夢に向かって 自ら学ぶ 豊かで たくましい生徒】

【方針】

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。(法律に違反する行為) このことを踏まえ、本校の教職員を含め全ての生徒が「いじめを行わない」「見て見ぬふりをしない」「放置しない」を旨とし、相互理解を深めいじめ防止等の対策を行う。

【学校及び職員の責務】

学校は、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止・早期発見に、意図的・計画的に対策を取る。いじめの事案には、迅速に対処し再発防止策を策定する。職員は、いじめ防止対策を行うとともに、早期発見に留意し、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

「いじめ」の定義

生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットでの行為を含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの

【 対応の流れ 】

「いじめ」の判断に向けて

- いじめられた生徒の立場に立つ。(傾聴)
- 本人の訴えや相談、保健室・相談室での話や生徒間のつぶやき、他の生徒の情報提供に対応する。
- 本人が否定した場合でも、態度や表情観察をきめ細かく行う。  
<複数で情報を共有しチームで対応する。>
  - ・休み時間など孤立していないか。
  - ・配布物の手渡しの様子はどうか。
  - ・言動を意図的に遮断する様子がないか。
- 保護者からの訴えや情報提供に対応する。
- 問題行動対策推進委員会で検討を行う。

具体的な「いじめ」の現象

- 冷やかしの、からかい、悪口、脅し文句
- 仲間はずれ、集団での無視
- 遊びと称し故意に特定の生徒に対してぶつかったり、たたいたりけったりする
- 金品を要求する
- 所有物を隠す、盗む、壊す、捨てる
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる(集団で要求することも含む)
- パソコン、携帯、スマホなどのSNSで誹謗中傷する、勝手に画像をのせる 等々

いじめ防止の取組：{早期発見、早期対応、相談体制の充実、教育活動での啓発、校内研修 等}

いじめ調査の実施

いじめを早期に発見するために、在籍する全生徒に対して定期的な調査実施する。  
年3回(6月、10月、2月)  
□調査の内容で、生徒からの聞き取りを実施し、必要に応じ問題行動対策推進委員会で検討する。  
いじめ調査を踏まえた聞き取り内容について、保護者と連携し状況の把握や対応について話し合う。

教育相談の実施

年2回(7月、11月)  
□相談結果を踏まえ、問題行動対策推進委員会で情報の共有及び検討を行う。

いじめ相談体制の充実

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように、次の相談体制を整備・充実を図る。  
①心のホット相談室の開設等の周知と生徒と相談員の関係づくりを行う。(教室訪問給食)  
②スクールカウンセラーの在籍日と相談活動の周知を行う。(学校日より及びHP、メール)  
③心のポストの活用についての周知を行う。(学校日より、校長講話)  
④教育相談部会での情報の確認と共有及び生徒指導委員会への情報提供を行う。

教育活動での啓発

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。  
①授業における発表や掲示物について、お互いを認め合う姿勢を養う。  
②道徳及び学級活動の時間を活用し、良好な人間関係づくり、豊かな情操づくりを行う。  
③体験学習や専門委員会活動などで、生徒の自治的活動を支援し成就感や達成感を持たせる。  
また、支援や協調する態度を培い、認め励ましていく。  
④生徒会及び主将会の活動で、全生徒の活動の質を高めていく意識を培う。

校内研修の実施

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間の研修計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

